

府政防第 1239 号
消防災第 108 号
健感発 0608 第 1 号
令和 2 年 6 月 8 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部(局)長
衛生主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(地方・訓練担当)
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)等を発出したところです。

これらの通知等においては、十分なスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等について助言したところですが、今般、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインを作成しました。避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等について確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、積極的に実施することが望ましく、訓練実施に当たって参考としていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインについては現時点での知見を反映した第一版であり、今後、新たな知見を追加して随時更新してまいりたいと考えております。地方公共団体の皆様におかれても、訓練実施を通じてお気づきの点や改善案等がございましたら内閣府(防災担当)もしくは消防庁までご意見等をお寄せいただければ幸いです。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

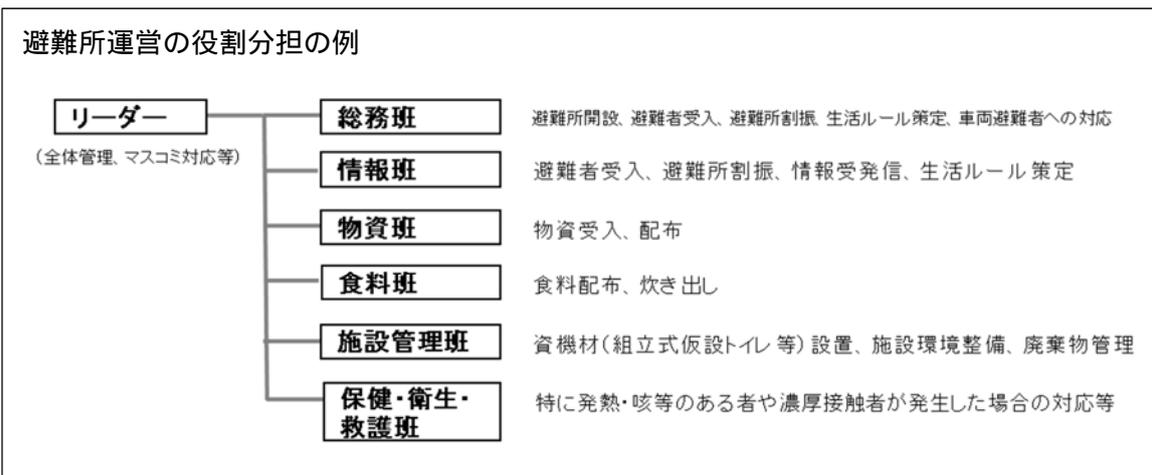
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)付
長谷川、高橋
TEL 03-3503-2239(直通)
消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525(直通)
厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257(直通)

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン

(第一版、令和2年6月8日)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、災害時の避難所運営が課題となっているが、被災者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染をも防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要となっている。

避難所の運営は、地域ごとのマニュアルによって差はあるが、概ね下表のような班体制（役割分担）でなされることが多い。新型コロナウイルス感染症対策については、保健・衛生・救護班、情報班の役割が大きく増大することが想定されるが、その他の担当においても、何らかの感染症対策が必要になってくるため、それぞれの業務について、シミュレーションを行い、必要な人員数等の確認、役割分担、手順、課題やボトルネックを洗い出しておくことが重要である。



避難所開設・運営訓練は、避難所の開設・運営に際し、どのような業務が発生するかという観点から訓練を行うことが通常であるが、避難所開設・運営業務には、大きく分けて、避難所開設、避難者受入、避難所割振、保健・衛生・救護、情報受発信、物資受入・配布、食料配布・炊出し、資機材・環境整備、生活ルール策定、避難所運営会議がある。新型コロナウイルス感染症対策が求められる状況においては、避難者受入れにおいても、体温や体調を事前に確認したり、換気や消毒の回数の増大などの業務が追加的に発生するほか、発熱・咳等のある者や濃厚接触者が出た場合の対応業務が新たに発生し、やむをえず車両避難者（車中泊者）が増大するおそれから車中泊者対応業務が増加する。それぞれに災害種別に応じた訓練を行っておくことが重要である。

本ガイドラインでは、内閣府「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）内のチェックリストにおける確認事項を前提としつつ、以下のそれぞれの業務ごとに、感染症拡大防止の観点から、訓練において確認すべき事項等を列記している。訓練の際には、「避難所運営ガイドライン」と併せて、本ガイドラインを参照し、確認をされることを推奨する。

感染症拡大のおそれのある中での自然災害対応においては、防災担当主管部局と保健福祉部局、保健所、消防等との連携は一層強く求められるものであり、訓練を通して関係部局間の連携についての課題を確認できるよう、訓練を企画・実施する際に、自治体の関係部局（防災担当主管部局、保健福祉部局、保健所、消防等）や自主防災組織において、本ガイドラインを利活用されることを期待する。

1. 避難所開設
2. 避難者受入
3. 避難所割振
4. 保健・衛生・救護
特に、発熱・咳等のある者や濃厚接触者が出た場合の対応
5. 情報受発信
6. 物資受入・配布
7. 食料配布・炊き出し
8. 資機材設置・施設環境整備
9. 生活ルール策定
10. 車両避難者（車中泊者）への対応
11. 避難所運営会議

なお、避難所内における業務を中心に訓練時の確認事項を記載しているが、感染症のおそれがある中、やむを得ず車両避難（車中泊）をする被災者が増加することが予想されるため、食事、物資や情報の提供等、避難所外の被災者への対応についても、予め検討しておくことも重要であり、留意されたい。

1. 避難所開設訓練（リーダー、総務班）

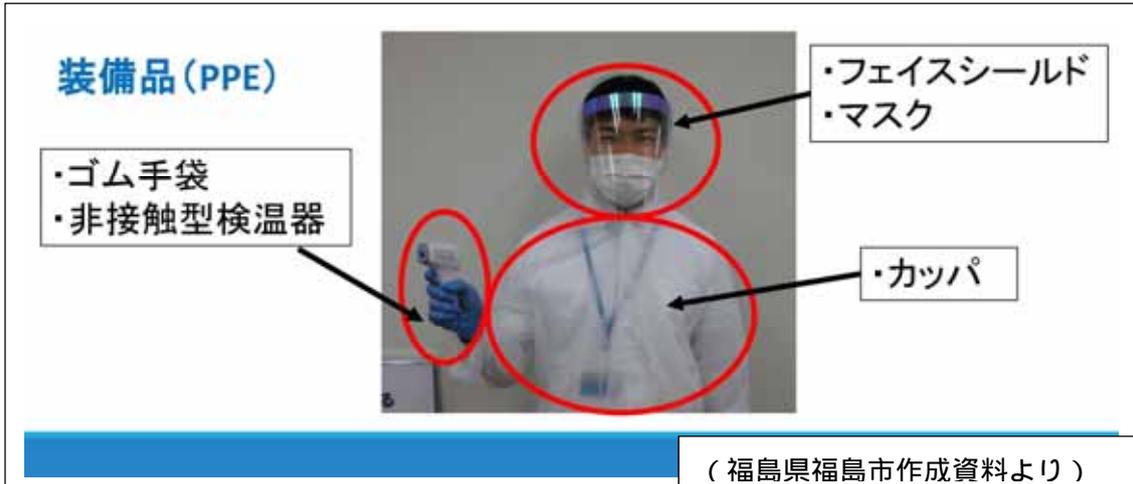
<実施事項>

- ① 避難所を開錠
 - ✓ 鍵の開閉について複数の者が行える体制等を確保する。
- ② 避難所の敷地や施設の安全確認の手順、ライフラインの使用可否の確認
- ③ 通信機器（災害用PHS等）の準備・動作確認
- ④ 使用物資の準備
- ⑤ 避難所受付の準備
- ⑥ 避難所運営スタッフのPPE（Personal Protective Equipment：個人用防護）の準備、着脱手順の確認、使い捨てでないものは洗浄及び消毒手順の確認
- ⑦ 避難所運営スタッフのPPEの共通事項・健康管理
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症患者または新型コロナウイルス感染症の疑いのある方に関わる人は場面ごと地域の実情に応じて適切にPPEを選択して着用することが考えられる。具体的には、事前受付スタッフ、隔離部屋スタッフ等が考えられる。
 - ✓ 事前受付スタッフはビニール等の間仕切りが準備出来ない場合は、マスク、手袋に加えて、不特定多数の避難者の応対する際は、眼の防護具を着用することも考えられる。
 - ✓ 隔離部屋スタッフは、食事を直接受け渡さず、置き配をする等して、できるだけ新型コロナウイルス感染症患者または新型コロナウイルス感染症の疑いのある方に接触しないようにする。しかし、隔離部屋の中で直接接触する場合等は、適切にPPEを選択して着用する。
 - ✓ PPEの種類としては、マスク、眼の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋がある。眼の防護具は目を覆うことができるもので代替可。長袖ガウンについては、レインコート（カッパ）など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可。撥水性があることが望ましい。
 - ✓ 濃厚接触者に関わる人はマスクを着用し、必ずしも他のPPEの着用は必要ない。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人がマスクを着用することが推奨されるが、個室に1人である場合には、必ずしも着用する必要はない。
 - ✓ 避難所運営スタッフ全員の体温や体調の確認。以後、毎日行う。

【ヒント】

- ・PPE 不足に備えるためにも、また、住民の多くの皆様に積極的に訓練に参加いただくためにも、クリアファイル等を利用した簡易フェイスシールド作成訓練、プラスチック袋（ポリ袋等）を利用した簡易防護服作成訓練なども企画されてはいかがでしょうか。

【PPE の着用例】



【特別編】手袋・マスクの着脱訓練

手袋・マスクについても、運営スタッフ自身及び被災者を守るため、感染を防ぐための正しい着脱方法について習熟する。全スタッフが、避難所運営業務に取り掛かる前に実施しておくことが極めて重要である。

<実施事項>

- ① 手指を消毒する。
- ② マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。
- ④ 片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ⑤ 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥ 感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦ マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑧ マスクのゴム部分をもってマスクを外す。マスク本体には触れないよう留意。
- ⑨ 感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。

参考：統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

2. 避難者受入訓練（総務班、情報班）

<実施事項>

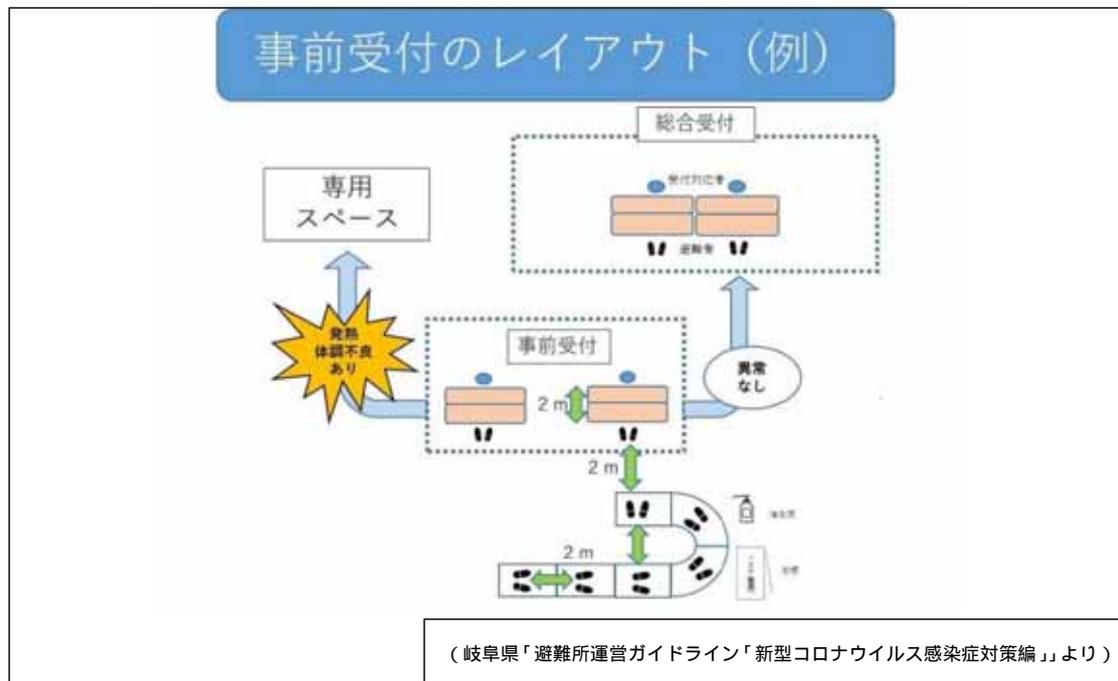
- ① 訓練時に避難者がもってくるものの確認
 - ✓ マスク、体温計、上履き（スリッパ等）、ゴミ袋を持参しているか確認。
- ② 避難者受付の設置
 - ✓ できるかぎり密になりにくい場所に避難所入口や受付を設置する。
 - ✓ 密にならないような目印・案内等をどこにどのように設置するか。
 - ✓ 受付にクリアフェンスとアルコール消毒液の設置。
- ③ 記入用紙や筆記用具の準備
 - ✓ 筆記用具の感染防止として、毎回消毒。
- ④ 避難者の受付への誘導
- ⑤ 避難者の受付（避難者カードの記入など）

ポイント：

- 一人あたり受付時間の目安から、受付スタッフの人員数について検討。
- 訓練参加者の中に発熱者等や濃厚接触者を設定し、専用スペースへの受入方法、保健所や他の避難所等への移送方法や、救護班との連携をシミュレーション。

- ✓ 受付時に、発熱、咳等、体調の確認、要配慮等の確認等を行い、避難者カードを書いてもらう。
- ✓ 全体として、避難者が滞留し密とならないよう、受付フローを確認する（例：手指消毒→検温→問診票（健康チェックリスト）提出→避難者カード提出→避難スペース（一般又は濃厚接触者等専用スペース）へ誘導）。発熱者等や濃厚接触者を早期発見するため、先に健康チェックをしてから避難者カード受付へ進むような流れにすることが望ましい。また、発熱者等や濃厚接触者については、一般の避難者とは別の受付を用意することを推奨する。
- ✓ 自宅療養者（軽症者等）は、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機していただくことが考えられる。その際の対応についてもシミュレーションをしておく。具体的には、敷地内の別の棟、あるいは同一建物の別の階など、発熱等のある者や濃厚接触者と同様、一般避難者と動線を別にした専門スペースに一時滞在する流れを整理しておく。
- ✓ 風水害の気象情報が発表された際の避難時において、避難者に屋外で受付

を長時間またせておくことが風雨のため適当でない場合には、いったん屋内に避難させてから健康チェックを行うことも考えられる。その場合の密対策についても検討が必要である。



- ✓ 検温は受付混雑の要因となるため、別室等で対応が望ましい。対応がなされているか。
- ✓ 体温計は避難者が持参することを推奨すること。持参してこず、避難所の体温計を利用する場合の、検温方法の確認。非接触体温計を推奨。接触型の体温計を使用する場合は毎回消毒を実施。
- ✓ マスクは避難者が持参することを推奨すること。持参してこなかった者について、受付に用意して配布。
- ✓ 受付混雑の要因とならないような、記入に時間を要さないような記入カード様式とする。必要があれば、健康確認カード（問診票）を別途用意する、あるいは記入カードに健康確認欄を入れる改訂を行う。避難者カードや健康確認カードを自治体のHPに掲載する等、住民が事前に入手できるようにし、事前に記入して避難所にもってきてもらうように促すことも一案。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者が来所した場合で受け入れる場合の対応

→4. (1) イへ

- ✓ 発熱者等及び濃厚接触者に専用スペース・トイレ・動線を確保できない場合は、対応可能な別の一般避難所等への避難を推奨・案内することや、専用避難所を臨時に別途開設することを推奨。
- ✓ 一人当たりスペースの確保のため、従来よりも定員を絞った形になること

が想定される。定員を超えた場合の対応（近隣の避難所の追加開設要請等）を検討しているか。

- ✓ 靴はビニール袋にいれてもらう。スリッパは避難者が持参することを推奨。持参してこなかった場合には、それぞれの被災者にスリッパ一足を貸与し、各自で管理してもらう。
 - ✓ 受付スタッフの数は適正か確認。なお、検温担当のスタッフを事前に決めておく。
 - ✓ 受付スタッフをはじめとする避難所運営スタッフ全員が、避難者各人の人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを認識するよう、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを、避難所運営リーダーはスタッフ全員に人権配慮・プライバシー意識を徹底させる。
 - ✓ 避難者以外に、むやみに外来者（マスコミ等）が出入りすることのないよう、入口の管理を厳正にすること。
- ⑥ 避難者の一時待機
- ✓ 避難者に占有スペースを割振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペース等を用意するなどの対応を行う。
- ⑦ 避難者台帳の作成
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の発症者が生じた場合にその濃厚接触者を後追いできるよう、避難者各人が滞在する部屋、スペース等も記録する。
- ⑧ 避難者数をリーダーへ報告
- ✓ 咳・発熱等のある者、濃厚接触者の人数等についても、リーダーへ報告。

3. 避難所割振訓練（健康な者のための一般スペース）（総務班、情報班）

避難所レイアウトについては、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和2年5月21日付内閣府・消防庁・厚生労働省連名通知）を参照。

訓練は、レイアウトについて保健所等の専門家の確認を得る良い機会であるため、訓練により実装したレイアウトについて、専門家にみていただき、ご意見を伺うことを推奨する。

<実施事項>

① 共同空間の設定

- ✓ 共同空間には、受付、掲示板、電話やPC設置スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室（男女別）、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場、シャワー、喫煙所等があり、それぞれ、密にならないよう、生活ルールの策定等の工夫が必要。
- ✓ 食事スペースについては設置を推奨しない（飛沫感染を防ぐため、できるかぎり占有スペース内にて食事が望ましい）。設置をする場合は、順番制にする、向かい合わせの椅子の配置を避ける、消毒を徹底等、感染症対策のための運用ルールを作成。
- ✓ 談話スペースについては設置を推奨しない。
- ✓ 通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい。

② 占有スペースの区割り

ポイント：

○共同空間、占有スペースと、実際にゾーニングをしてみて、収容人数を確認。

- ✓ メジャー養生とテープなどを用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示（標準的な型紙を用意しておくとも範囲の明示が容易となる）
- ✓ 一家族が一区画（目安は3m x 3m）を使用し、人数に応じて区画の広さを調整。
- ✓ 家族間の距離を1m以上あけること。可能であれば、個人間の距離はできれば2m（最低1m）あけることを意識する。
- ✓ テープ等による区画、パーティション、テントゾーンの通路の幅は1-2m以上とする。

- ✓ 感染症リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨。
 - ✓ パーティションと段ボールベッド等の簡易ベッドの設置。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい。
 - ✓ テントの配置については、接して配置する場合は、接した面に通気口などの空気の出入口がないように留意する。
 - ✓ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要。
- ③ 占有スペースの割振り及び表示
- ✓ 住所（コミュニティ）、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した割振りに配慮。
 - ✓ 区画に番号をふるとその後の避難所管理が容易となる。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨。
- ④ 割振エリアへの誘導
- ✓ 避難者自らが移動できるよう、案内看板等を用意。
- ⑤ 割振エリアの確認
- ✓ どこにどの避難者、特に要配慮者がいるのか等について確認し、見取図や一覧図を作成。

4. 保健・衛生・救護訓練、特に、発熱・咳等のある者や濃厚接触者が発生した場合の対応等（保健・衛生・救護班）

<実施事項>

ア. 一般的事項

- ① 定期的な見回り、急病人の把握
 - ✓ 保健師等による巡回体制の確認。巡回の際の保健師等の PPE は適切か。
- ② 毎日の体温・体調チェック。避難者が自己アセスメントシートを記入し、運営者が状況を確認する。なお、健康状態は、スマートフォンをお持ちの方については、充電環境等が整っていれば、アプリで管理することも考えられる。
- ③ 避難者の相談窓口を開設し、心のケアを実施。
 - ✓ ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定される。電話や SNS 等を活用しつつ、心のケアへ配慮。
- ④ 避難者の深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、定期的な軽い運動を行うスペースや、施設管理者と相談の上、敷地内のスペースを散歩する場所を確保していく。

イ. 発熱・咳等のある者や濃厚接触者が来所又は発生した場合の対応

ポイント：

- 発熱・咳等のある者や濃厚接触者が来所した場合のフローの確認。保健所、医療機関、提携ホテル等との連携。

- ⑤ 専用スペース（発熱者ゾーン等）の区割り
 - ✓ 発熱・咳等のある者や濃厚接触者は、一般避難者の占有スペースとは別の棟・階などにある室へ案内する。換気ができる部屋であることが必須条件である。各個人について可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合でも、パーティションで区切るなどの工夫をして、それぞれ専用のスペースを確保する。
 - ✓ 濃厚接触者ゾーンと発熱者等ゾーンは分ける。
 - ✓ パーティションと段ボールベッドの設置。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい。
- ⑥ 本スペースにいる避難者の見守り、食事や物資の供給、応急的な手当、在所中や退所後の清掃・消毒などを行うための専任スタッフを配置する。割振り及び表示
 - ✓ 区画に番号をふるとその後の避難所管理に容易となる。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨。

⑦ 専用エリアへの誘導

- ✓ 受付又は一般避難スペースから発熱者ゾーンや濃厚接触者ゾーンへ移動する際には、それぞれ独立した動線を確保し、発熱者等専用通路・階段、濃厚接触者用専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましい。別々の通路・階段が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、健康な者との兼用しないこと。
- ✓ 一般避難スペースからの移動の場合、一般避難スペース内の当該者の居住エリアの消毒。プライバシーに配慮。

⑧ 問診、応急的な手当

- ✓ 保健師等による問診・応急手当。
- ✓ 結果をリーダーへ報告。

⑨ ⑦と同時に、保健所や都道府県の保健福祉部局へ連絡・相談

⑩ 協定を締結しているホテル・旅館等、福祉避難所、医療機関への案内・搬送の補助

- ✓ 被災者の移転先への移送の補助を行う。

⑪ 避難者の体調急変時や、新型コロナウイルス感染が避難所にて又は退所後すぐに確認された時の対応

- ✓ 保健所と連携し、体調急変時や感染が判明したときに行うべきことの確認。
- ✓ 本人及び家族等の関係者から当該者の行動履歴の聴取。
- ✓ まわりの避難者から他避難所への移動要望が出た場合、どうするか検討しておく。

【特別編】消毒訓練 消毒については、本ガイドラインを通して多くの箇所にて言及がされているところであるが、消毒についても訓練を行い、消毒方法について習熟しておくことが必要である。特に、トイレ等について掃除・消毒訓練を実施することを推奨する。

<実施事項>

- ① 消毒用エタノールを調整する。無水エタノール：水を8：2の割合で調整する。
- ② 調整した消毒用エタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などの環境を消毒する。ただし、傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに注意する。
- ③ 消毒用エタノールが入手困難な場合に備えて、次亜鉛素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜鉛素酸ナトリウム」を調整する。500CCの洗ったペットボトルに5%次亜塩素酸(市販に多い)であれば5CC入れてから水で500CCに薄める。1%次亜塩素酸であれば25CC入れてから水で500CCに薄める。水以外の液体と混ぜないこと、調整する際に換気を忘れないことに留意する。なお、安全のため、長時間にわたる作り置きは厳禁。
- ④ モノ全般、環境を消毒する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品(金属)には使用すべきでないことに留意する。
- ⑤ 消毒後に、水拭きをする(特に金属の場合)。

参考：統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

5. 情報受発信訓練（情報班、市町村災害対策本部）

<実施事項>

- ① 通信機器（災害用 PHS 等）の準備・動作確認
- ② 避難所開設状況、避難者数及び避難者の状況を市町村災害対策本部へ報告
 - ✓ 咳・発熱等のある者、濃厚接触者の人数や状況等についても報告。
- ③ 掲示物による避難者への情報伝達
 - ✓ 掲示板周辺が密にならない工夫。養生テープで掲示板周リエリアを囲って、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなど。
 - ✓ 災害情報のみならず、感染情報等についても最新の情報提供に努める。新型コロナウイルス感染症について被災者は大変心配していることが想定されるので、丁寧かつ最新の情報提供とする。
- ④ 放送による避難者への伝達（放送設備の操作方法確認含む）

6. 物資受入・配布訓練（物資班）

<実施事項>

ア. 備蓄物資の確認

- ① 備蓄物資の数量、保管状況を点検。
 - ✓ マスク、体温計、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、PPE、パーティション、テント、段ボールベッド、クリアフェンス等、感染拡大防止のために、足りない備蓄品はないか。
 - ✓ 機器については、作動点検
- ② 足りないものがある場合等は点検結果を役所に報告。

イ. 救援物資の受入・配布

- ① 物資受入れ・払出し票により品目ごとの数量確認と記録。
- ② 救援物資を保管場所まで搬送・保管。
- ③ 物資配布
 - ✓ 避難者に並んでもらう場合、密にならない工夫をする。2メートル間隔で養生テープで印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。
 - ✓ 配給前後に机の消毒を徹底。
 - ✓ 配給者は手指消毒を徹底。

7. 食料配布・炊き出し訓練（食料班）

<実施事項>

- ① ケータリング・調理・炊き出し
 - ✓ ケータリングの場合は、手配の手順を確認。
 - ✓ 調理する場合、調理スタッフは、マスクに加えて、衛生手袋の着用が必須。
 - ✓ 作業台や配膳箱等を事前に消毒する。
- ② 容器に盛り付け、輪ゴムをし、割りばしを添えてセット
 - ✓ 容器や食器は使い捨てを推奨。使い捨て食器が十分調達できない場合は、食器をラッピングするなどの工夫をして、1 回ごとに取り換えて再利用を行う。食器の再利用を行う場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄すること。
 - ✓ 食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を避難者が確認できるようにする。
- ③ 配食
 - ✓ 一人分ずつ小分けにして配食。
 - ✓ 配食時にクリアフェンスを設置。
 - ✓ 順番制にするなど、配食時の密を避けるための工夫をする。
 - ✓ 避難者が食事の前の手指消毒を容易にできるようにする。
 - ✓ 食事スペースを設置している場合、密にならないよう、時間をずらす、いすの配置等の工夫をする。
 - ✓ 発熱、咳等のある者や濃厚接触者については、専用スペースに差し入れる（置いて渡す）。
 - ✓ 車両避難者や在宅避難者への配布方法について検討する。
- ④ 食後
 - ✓ 食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、担当者が回収する。
 - ✓ 発熱者、濃厚接触者の容器については、感染廃棄物として取り扱う。
 - ✓ 炊事場は使用後に必ず清掃、消毒する。

8. 資機材（組立式仮設トイレ、発電機等）設置・施設環境整備訓練（施設管理班）

<実施事項>

- ① 避難所の定期的な換気。
- ② ドアノブ・手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒
- ③ トイレ
 - ✓ 仮設トイレがある場合は、その組立方法の確認。
 - ✓ 手指消毒等を行うスペースをトイレ近辺に確保しているか。
 - ✓ 定期的に換気が必要。掃除や消毒もこまめに行う。目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回以上の複数回での掃除・消毒が望ましい。
 - ✓ 靴、トイレサンダル、ペーパー等はあるか。
 - ✓ 発熱者等専用トイレ、濃厚接触者専用トイレを一般トイレと別にそれぞれ設置。発熱者等専用トイレと濃厚接触者専用トイレと別々にトイレ設置することが難しい場合は、時間的分離・1回利用ごとの消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、健康な者との兼用は不可。
 - ✓ 一般避難者についても、トイレごとに利用者を決め、決められたトイレを使うことを推奨。特に、男性、女性、高齢者、車いす利用者等について、別のトイレを設置することを推奨する。
 - ✓ トイレ前で密にならないルールづくり。
- ④ 発電機や投光器等の作動確認、燃料の確認
- ⑤ 断水時の対応の確認
- ⑥ 電話やPC、携帯充電器等の設置
 - ✓ 手指消毒のための消毒液の設置。
 - ✓ 定期的な清掃
 - ✓ 順番制など、密にならない生活ルールづくり。
- ⑦ ゴミ置き場の設置
 - ✓ 普通廃棄物と専用スペース等から出る感染廃棄物は分ける。感染廃棄物について、使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いモノについては、特に慎重に扱う。ゴミ袋を二重にし、ゴミ袋の外側をアルコールか次亜塩素酸ナトリウムでふき取る。
 - ✓ 感染廃棄物の取扱い（注意事項の明示等）に配慮する。
- ⑧ シャワー室や浴室がある場合、又は一時的に設置予定の場合
 - ✓ 使用前は、手すりなど手がよく触れる箇所は消毒薬でふき取り、湯船や洗

い場合は洗剤で清掃し、よく流す。

- ✓ 発熱者等専用シャワー（浴室）、濃厚接触者専用シャワー（浴室）を一般シャワー（浴室）と別にそれぞれ設置。発熱者等専用シャワー（浴室）と濃厚接触者専用シャワー（浴室）と別々にシャワー（浴室）設置することが難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。健康な避難者との兼用はできるかぎり避けた方がよいが、健康な方から濃厚接触者、発熱者等というように、周囲への感染を及ぼす恐れのある人は最後に入浴するようなルールを決める。
- ✓ 健康な避難者の方についても、密にならないよう、生活ルールを決める。

9. 生活ルール策定訓練（総務班、情報班）

<実施事項>

- ① 共同生活のルールについて議論（訓練前のワークショップ等でも可）
感染症防止のため、決めた方がよいルールは以下の通り。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人がマスクを着用することが推奨される。
 - ✓ 手指の消毒の徹底。なお、気温が高い場合は、熱中症対策のため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分補給。
 - ✓ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごすこと。
 - ✓ 毎日の体温・体調確認。
 - ✓ トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すこと。
 - ✓ 掃除当番（トイレ清掃等）。
 - ✓ ゴミは各家庭で密閉して廃棄。
 - ✓ 靴はビニール袋に入れて各自で保管。
 - ✓ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底。手袋とマスクをつけること。
- ② 掲示物や放送で避難者へ周知

10. 車両避難者（車中泊者）への対応訓練（駐車スペースがあって、やむを得ず車両避難所が来所することが想定される場合）（総務班）

<実施事項>

- ① 受付場所はどこで行うか
 - ✓ 密にならないよう、避難所への入居者と分けた方がよい。

② 駐車位置の指定

- ✓ 車と車の間のスペースを十分にとるよう案内。
- ✓ ナンバーと乗車人員を把握。

③ 定期的な巡回

- ✓ 熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）にも配慮。

④ 物資や食料の配布

- ✓ 個別配布か、避難所に取りに来てもらうかルール設定。

11. 避難所運営会議訓練（リーダー、各班の班長）

<実施事項>

- ① 諸課題について対処方針を協議。
 - ✓ 密にならないように会議を実施する工夫。
 - ✓ 避難所運営は、初動期から、展開期、安定期、撤収期まで、避難者の状況やニーズの変化とともに、運営上の課題が刻々と変化していく。これらの課題について事前にイメージ・トレーニングを行い、対応策を議論しておくことが望ましい。
- ② リーダーが各班長に今後の活動内容について指示。
- ③ 運営会議後、班長が各班で会議を行い、運営会議の会議内容を伝達。